明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（一三四）　二
○日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三五）　三
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（総務六一）　二九
〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（総務六一）　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一三四号）（経済産業省）

計量法施行令の一部改正関係
特定計量器からベックマン温度計等を除くこととした。（第二条関係）
二　計量法関係手数料令の一部改正関係
1　型式の承認に係る手数料の額の見直しを行うこととした。（別表第四関係）
2　この政令による計量法施行令の改正に係る所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二～別表第四関係）
三　この政令は、平成二二年六月一日から施行することとした。

◇日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（政令第一三五号）（総務省）

1
(一)　投票人名簿（第一章関係）
投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならないこととした。（第二条関係）
(二)　登録基準日において二以上の市町村の住民基本台帳に記録されている場合における投票人名簿への登録は、最後に住民基本台帳に記録された市町村の選挙管理委員会において行うこととした。（第三条関係）
(三)　市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿の登録に当たって、投票人名簿に登録しようとする者の投票人名簿に登録される資格について調査するものとし、被登録資格を有することについて確認が得られない者を投票人名簿に登録してはならないこととした。（第四条第一項関係）
2
(一)　在外投票人名簿（第二章関係）
在外投票人名簿の登録に関する事項
(1)　在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所又は申請の時における本籍、性別及び生年月日等の記載をしなければならないこととした。（第一三条関係）
(2)　在外投票人名簿登録申請者は、その者の住所を管轄する領事官に対して、旅券等を提示して申請しなければならないこととした。（第一五条第一項及び第二項関係）
(3)　領事官は、市町村の選挙管理委員会に申請書を送付するときは、在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書を添付しなければならないこととした。（第一五条第三項関係）
(二)　在外投票人証に関する事項
(1)　在外投票人証の記載事項は、投票人の氏名、生年月日、国外における住所その他総務省令で定める事項とした。（第二一条第一項関係）
(2)　領事官は、在外投票人証等受渡簿を備え、在外投票人証を交付された者の氏名等について記載しなければならないこととした。（第二四条関係）
(三)　投票（第三章関係）
投票所における投票に関する事項（第一節関係）
3
(一)　投票所における投票に関する事項（第一節関係）
(1)　市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととした。（第三四条第一項関係）
(2)　投票用紙は、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票人が自ら投票箱に入れなければならないこととした。（第四九条関係）
(二)　期日前投票に関する事項（第二節関係）
(1)　国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人が行う期日前投票所における投票について、必要な読替規定を設けることとした。（第六〇条関係）
(2)　投票人は、期日前投票所における投票をしようとする場合においては、期日前投票の事由のうち国民投票の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこととした。（第六一条関係）
(三)　不在者投票に関する事項（第三節関係）
(1)　国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人で、その登録されている投票人名簿の属する市町村（以下「投票人名簿登録市町村」という。）以外の市町村等において投票をしようとするものは、国民投票の期日の前日までに、投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができることとした。（第六四条第一項関係）
(2)　国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる投票人で現に国民投票の投票権を有しないものは、(1)の請求をする場合を除くほか、国民投票の期日前一四日に当たる日から国民投票の期日の前日までに、投票人名簿登録市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができることとした。（第六四条第二項関係）
(3)　(1)又は(2)の請求をする場合には、投票人は、国民投票の当日に投票することが困難であると見込まれる事由のうち自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならないこととした。（第六六条関係）
(4)　船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票、特定国外派遣隊員の不在者投票、船員の不在者投票及び南極調査員の不在者投票に係る所要の規定の整備を図ることとした。（第七二条～第八六条関係）
(四)　在外投票に関する事項（第四節関係）
(1)　投票人は、在外公館の長に対して、文書により、在外投票人証を提出し、又は在外選挙人証を提示し、及び旅券等を提示して、投票用紙等の交付を請求することができ、この請求を受けた在外公館の長は、直ちにこれをその請求をした投票人に交付しなければならないこととした。（第九四条関係）
(2)　投票用紙等の交付を受けた投票人は、直ちに在外公館の長の管理する投票を記載する場所において、投票の記載をし、直ちに在外公館の長に提出しなければならないこととした。（第九五条関係）
(3)　郵便等による在外投票及び在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票に係る所要の規定の整備を図ることとした。（第一〇一条～第一〇三条関係）
4
(一)　開票（第四章関係）
市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、国民投票の投票権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととした。（第一〇九条第一項関係）